



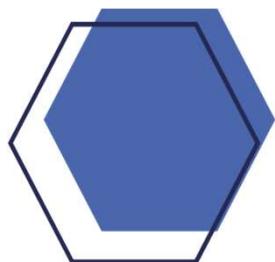
1会計年度あたり
最大
1億円を
5年間



豊中市 本社機能立地促進奨励金

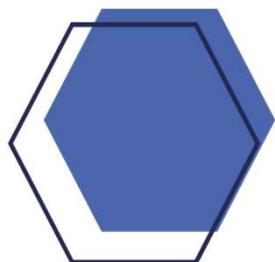
固定資産税額相当額の1/2を5年間

地域経済の活性化のため、市内への本社機能の立地を促進



対象者

- ✓ 資本金1,000万円以上
- ✓ 常時雇用従業員数20人以上
- ✓ 建物を新たに取得して本社機能を設置
- ✓ 株式会社・合同会社・合名会社・合資会社



内容

- ✓ 土地・建物・設備（償却資産※）にかかる固定資産税額相当額の1/2を5年間
※新規取得額合計額1,000万円以上
- ✓ 事業開始後3年を経過した日に1年以上新規に正規雇用している市民1人あたり10万円、上限1,000万円

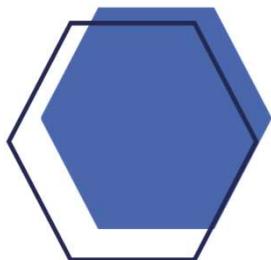
豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎5階）

電話：06-6858-2199

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

大阪都心部へのアクセスが良好な豊中市は
ビジネスに最適な環境です！
まずはご相談をお待ちしております



本社機能

会社の事業活動において全社的な業務を行うもののうち、特に重要な役割を担う企画、情報処理、研究開発に関する機能、または財務、人事などの管理部門機能をもち、登記又はその他の方法により対外的に明示されているもの

(例)

✓ 経営企画部門・経営戦略部門

(事業や製品の企画・立案や市場調査、戦略的意思決定を行うもの)

✓ システム開発部門

(自社の社内業務としてシステム開発・運営管理などを専門的に行うもの)

✓ 研究開発部門

(基礎・応用研究、製品や製造技術の開発および研究を行うもの)

✓ 管理部門 (総務・経理・人事・人材育成・広報など)

《留意事項》

■ 豊中市企業立地促進条例に基づく奨励金の対象となる場合は、本奨励金は対象外です

■ 操業開始までに指定通知を受ける必要があります

■ 申込にあたっては、建築確認申請までに産業振興課へご相談ください

■ 居抜物件取得の場合は、建築検査済証が必要です

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (第一庁舎5階)

電話：06-6858-2199

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp